

お客様各位

2020年12月21日
ANAW 第20-016号**IATA 航空危険物規則書第62版（DGR）改定に伴うご案内**

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はANAグループをご利用頂き、誠にありがとうございます。表題の件、2021年1月1日発効のIATA航空危険物規則書第62版(DGR)改定に伴い、弊社における取り扱いを下記の通りご案内致しますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い致します。

記

1. 包装基準 PI965～PI970 【DGR8.2.7 図 8.2.G、図 8.2.H、図 8.2.I】

- PI965～PI970 は、複数の包装基準の Section II の包装物が 1 件の航空貨物運送状に含まれる場合、遵守の申告文言は一つの文言にまとめて頂いて問題ありません。

<記載例>

No. of Pieces RCP	Gross Weight	kg lb	Rate Class		Chargeable Weight	Rate / Charge	Total	Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions of Volume)
			Commodity Item No.					
								Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 966 and PI 967

2. リチウム電池マーク 【DGR 7.1.5.5.3】

- マークの最少寸法は 100mm x 100mm、縮小版は 100mm(幅) x 70mm(高さ)となります。
※参考 2020年12月31日までは 120mm x 110mm、縮小版は 105mm x 74mm

3. 航空貨物運送状 【DGR 8.2.1 および 10.8.8.1】

- 危険物申告書を必要とする航空貨物運送状の表記は Dangerous goods as per “associated” Shipper’s Declaration (or DGD) に変更となります。ただし、2022年12月31日までの2年間は移行期間ですので、“attached” “associated” どちらの表現を使用しても差し支えございません。

ご案内内容は、IATA航空危険物規則書第62版における改定内容の一部です。必ずお客様ご自身で、IATA航空危険物規則書第62版の内容をご確認頂きますようお願い申し上げます。

本件に関してご不明な点がございましたら、弊社営業担当または予約担当までお問い合わせ下さい。

以上